

高野口こども園指定管理者第1回選定委員会議事録

○司会 それでは、ただいまより高野口こども園の指定管理者選定委員会を開会いたします。開会に当たりまして、木下市長よりごあいさつを申し上げます。

○市長 ただいま御紹介をいただきました橋本市長の木下でございます。委員の皆様におかれましては、お昼のお疲れのところ、こうして夜分、とりわけ最近では一番寒い晩となっております。本当にご苦労さまです。

市としましても幼保一元化問題については、ずっと以前からもいろいろと議論をしてきてもらった経過がございます。我々としましても、公設民営ということで今後橋本市も進めていかなければならないとそういう気持ちでございます。

現在、幼稚園、保育園合わせて市内では33園あるわけでございますけれども、これは日々の活動の中でしっかりと取り組んでいただいておりますけれども、やはり人口の減少社会の到来ということ、これは我々としましても子育て支援にしっかりと根をおろしてやらなければならないということは、もう十分承知いたしておるわけでございますけれども、だんだんと子どもが少なくなってくるということは、これはもう否めない事実でございます。

そういう中から、やはりできるだけ統廃合をし、幼稚園と保育園とを統合して、今回場合は保育園4園、そして幼稚園1園をまず来年の4月から開設していこうということでございます。

市としましては、初めての取り組みでございます。民間のそういう施設は彩の台にございますけれども、我々としては初めてでございますので、ぜひとも多くの皆さんの支援をいただき、そしてぜひとも成功

をしていかなければならない、そう思っておりますのでございます。

何といたしましても、その第一歩であります。そしてまた、 tonightはその法人をお決めいただく選定委員会ということであります。本当に他の地域から、他府県からどんどんとこの認定こども園の視察に訪れるという、輝きのあるこども園の開設を夢見ておるわけでございますので、よろしくご選定を賜りますように心からお願いを申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

－木下市長，公務につき退席－

高野口こども園指定管理者候補を選定するための審査を行うにあたり、それぞれの見地

から十分御検討いただきまして、こども園を運営するにふさわしい指定管理者候補が選定されますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○司会 次に、委員長、副委員長の選出を行います。指定管理者選定要綱第5条第1項の規定により、選出にあつたては、委員の中から互選する規定になっておりますが、事前に事務局一任と言うことで委員の皆様にご了解を得ております。よろしいでしょうか。

－異議なし、事務局一任により委員が選出される－

委員長には〇〇委員、副委員長には〇〇委員、議事進行を行う議長につきましては〇〇委員にお願いしたいと思いますので、皆さん拍手をもって承認のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事を議長にお願いします。

○議長 議長を務めさせていただきます〇〇です。橋本市の高野口こども園は、公設民営として初めての試みです。ここのこども園の選定委員会で議論を十分されて、皆さん納得いく形で選定をしていただければ、今後ほかの自治体で認定こども園が選定される際の指針・参考になると思います。第1回、第2回とお忙しいところお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、委員長から一言ごあいさつをお願いします。

○委員長 一言ごあいさつ申し上げます。

橋本市にとって今後の子供たちの保育あるいは幼児教育の方向性を決めていく中で、今回のこの選定業務というのは非常に大きな意味を持つものであります。本当に市民の皆さん方に胸を張って、いいところを選びましたということも私たちも言っていけるようなところを、委員の皆さん方と、是非ともいろいろな意見も出し合って決めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 では、議事に入ります。配付資料の確認をお願いします。本日の資料は、ホッチキス止めの「高野口こども園第1回選定委員会」議事と議題が書いてあるもの、全部で13頁まであります。それからクリップでとめてある資料、選定委員一覧がありまして4種類の内容のものが入っております。また、〇〇委員より3枚組で「内容分析の結果」というプリント資料がございます。以上3種類でございます。抜けている場合は、事務局の方までお申し出ください。

本日の議事については4項目ございます。まずは議題1、認定こども園の経過及び概

要について、事務局の方より御説明をお願いいたします。

○事務局 経過及び概要について簡単に御説明させていただきます。

本市は昨年6月、市議会全員協議会に幼保一元化5カ年計画を発表いたしました。これは、全国的に少子高齢化の波が押し寄せ、橋本市もその例外ではございません。乳幼児数につきましても平成2年をピークに年々減少し続けており、この傾向はまだまだ続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計では相当数の乳幼児の減少が予想されます。

このような時代の転換期におきまして、橋本市の次代を担う子供たちの健全な育成環境を整備し、養育機会を提供することが非常に重要であると考えております。このため、これからの時代に合った新たな乳幼児施設の再配置計画を策定いたしまして、子供たちが生き生きとたくましく成長できる橋本市を目指しております。

昨年8月、市報におきまして計画に対するパブリックコメントの募集や高野口地域の各園での説明会、また全市を対象とする説明会等を重ね、市民の皆様の御意見をいただいているところであります。そして、平成21年4月開園予定の高野口こども園の指定管理候補者の選定委員会を本日開催する運びとなりました。

こども園とは、小学校就学前の子供の育ちを一貫して支える観点から、子供の視点にたち、子供の最大の利益を第一に考え、次代を担う子供が人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけるための施設であります。

こども園の1日の流れは、附属資料の青いパンフレットに、まとめておりますので見ておいていただきたいと思います。

今回の高野口こども園は、保育所型のこども園を計画しております。高野口幼稚園、高野口保育園、向島保育園、大野保育園、信太保育園の計5園を統廃合いたしまして、高野口町向島に新設のこども園を開設するものでございます。附属資料に要項がございますので、それを見ていただきますと、面積とか細かいことがいろいろ載っておりますので、見ておいていただきたいと思います。

以上、簡単ですが経過及び概要説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。もし御了承いただければ、1番と2番の議事について一括して説明を受けた上で意見、質問ということにさせていただきますと思います。

よろしいでしょうか。

－異議なし－

2番審査基準について事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 指定管理者選定基準の考え方を説明いたします。 基準項目の設定というところがございます。 橋本市立高野口こども園指定管理者募集要項に、指定管理候補者の選定に当たっては選定委員会を設置し、選定委員会の審査を受けて橋本市が指定管理候補者を選定すると記載しています。 橋本市立高野口こども園指定管理者募集の審査基準項目を次のとおり定めるといふように書いております。それで括弧で配点をしておりますが、合計が100点満点になります。

基準項目については、六つの項目に分けております。

第1項目は、こども園での適切な教育・保育提供能力、これが25点配点です。それから第3項目の子育て支援及び地域との連携、これも25点配点です。こども園にとって一番重要な要素ということで第1項目と第3項目をそれぞれ25点の配点としました。それから第2項目の指定管理業務を安定して行うものについては、20点。それから第5項目の円滑な引き継ぎ保育の確保、これがその次に重要ということで15点。残り第4項目を10点、第6項目のその他を5点というふうな配分にさせていただいております。

そこで、この基準項目の六つをさらに次のような小項目を設定し、その点数をさらに配分しております。

1、こども園での適切な教育・保育提供能力は25点というふうに説明させていただきましたが、その下の小項目、(1)教育・保育運営の理念が20点、その下の(2)法人の状況が5点であります。それから基準項目の2番、指定管理業務を安定して行う能力が20点、その下の(1)の小項目が管理運営、人員配置等及び人材育成に対する研修実績が10点、その下の(2)の法人の財務状況及び類似施設の経営状況が10点。それから3番目の基準項目、子育て支援及び地域との連携が25点。次、めくっていただきますと小項目、子育て支援事業の取り組みについてが15点、(2)の市・地域関係機関との連携についてが10点となっております。

参考までに、この(1)の子育て支援事業という言葉について少しだけ触れておきます。

子育て支援事業と申しますのは、子育て家庭に対する育児不安についての相談・指導や育児支援、子育てサークル等の育成支援などを行います。地域の親子が気軽に集い、親子が協力できる場の提供を行います。また地域のサークル、グループの交流の場にも出向き、保育交流のお手伝いをするとこういう事業になります。こども園では、この事業は必須の事業でございます。

それから基準項目の4番目、こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制の基準項目

が10点ですが、その下に小項目としまして、高野口こども園運営の収支計画については5点。(2)の給食及び危機、安全、衛生、健康管理並びに苦情対応については5点というふうになっております。

それから基準項目の5番目、円滑な引き継ぎ保育の確保ということで15点、小項目といたしまして(1)引き継ぎ保育の方法が10点、(2)現在の臨時職員の雇用についてが5点。それから6番のその他は5点ということで、これにつきましては指定管理の申請理由、障害児保育及び短時間児の指定管理料について、これが5点という配点にしております。

上記小項目ごとに採点をしていただくと。劣るは1、やや劣るは2、普通は3、やや優るが4、優るが5とこういうふうに点数が書いてありまして、重点項目は掛ける2、掛ける3、掛ける4倍となります。掛ける2というのは、この10点配分のところ。掛ける3というのは15点配分、掛ける4は20点配分のところを指しております。

次に書類審査及び採点方法では、今回の第1回選定委員会では、法人から提出された申請書類により審査をしていただきます。書類上から法人の概要を把握します。第2回選定委員会では、法人からのプレゼンテーションと質疑応答によりさらに深く法人を理解していただき、橋本市のこども園にふさわしい法人かどうかを見きわめていただきます。その後、各委員により法人名に評価点数、1点から5点を先ほど説明させていただいたとおり点数を入れていただき、評価の点数を集計し、最低基準の60点以上で最高点を得た法人が高野口こども園指定管理候補者として決定いたします。どの法人も60点未満の場合は、選定委員会で再協議を行い、該当の有無を決定するということに選定基準を定めさせてもらっております。

以上で審査基準の説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

議事の1は、認定こども園の主な経過を事務局から御説明いただきました。そして議事の2ということで、審査基準の考え方についてご説明をいただきました。この審査基準は、各事業者のプレゼンテーションを聞いていただいて、そしてこの書類を精査をした上で点数審査をしていただくものとなります。まずは議題の1と2について、御不明な点、御質問、御意見等ございましたらお伺いします。委員の皆さん、いかがでしょうか。

○委員長 この審査基準というのは、この選定委員会の中で決めていただくんですね。

○議長 そうですね。

審査基準としては、事務局からこういうような形で案を出させていただきました。市庁内で検討して、やはりこども園の審査項目という観点からいったらこういうようなものがいいのではないだろうか、この点数をそれぞれの審査項目の重さ、軽さとで、いわゆる傾斜配分をしております。

つけ加えて申し上げるならば、指定管理者の選定というのは認定こども園ではこれが初めてになりますけれども、ほかの施設でも指定管理者の選定は行われておりまして、そこでも傾斜配分はつけられておりますので、これ自体はそんな不思議なものではございません。まず審査基準の中身を御精査をいただきまして、委員会としてこれでいいかどうかというようなことの御意見をいただければと思います。なお、審査基準の選定をしていく中で、ここの部分がちょっとわからないなというようなところも当然書類を見ていただいておりますので、そちらの方の御質問もあわせてという形でお伺いできればと思います。

いかがでしょうか。やはり、選定をしていくに当たって一番大事なものは保護者の方の御意見、実際にお子さんを預けていられる保護者の方の御意見というものは大きいものだと思いますので、見ていただいてちょっとおわかりになれないとかいうようなところがあれば、ぜひおっしゃってください。

あとは、幼稚園・保育園の園長さんですね。専門的な目から見ていただいて、この審査基準で適切かどうかということも、よろしければご意見をお願いします。

財務関係の審査基準は問題はないですかね。

○委員（財務専門家）特にこれで問題ないと思います。

○議長 ほかの部分についてはいかがでしょう。

○委員 確認をさせていただきたいんですけれども、今説明いただいた指定管理者の採点基準ですね。例えば大項目の一番上の小項目の1、教育・保育運営の理念で20点の配分をされているんですけれども、その内容を見て5段階評価、例えば普通だということで3点をつけたら、20点配分だからこれ掛ける4倍、三×四で十二点とこういう考え方ですか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 はい、わかりました。

○議長 ほかには御質問、御意見、あとは審査基準について等いかがでしょうか。

○委員 この選定委員なんですけれども、旧の高野口の保護者の方がだれもいらっしやらないんですけれども、それはどういう理由ですかね。

○議長 事務局の方から選定委員の考え方ですね、御説明をお願いできればと思います。

○事務局 保護者代表の選定委員につきましては、一応幼稚園・保育所にそれぞれ保護者会というのがございまして、保護者会の皆さんに委員を出していただきたい旨の話しをする中で、保護者会としては結論として委員を出さないという形になった経過がございます。

そういうことで、これはもういたし方ないと考え市のホームページへ募集要項を掲載し、公募させていただきました。

今この場におられる保護者の方々は応募されましたので選定委員としてご委嘱させていただきました。

○議長 保護者を公募されるということについては、それぞれの保護者会の方に事務局の方から連絡をさせていただいて、御確認をさせていただいているんですか。

○事務局 保育所保護者会会長さんとも協議をし、市のホームページに掲載して公募することについて了解を得ており、法人が決まれば協力するという確認もとっております。

○議長 委員の皆さんからは何か追加の御質問等、先ほどの回答について何かありますか。

○委員 選定というのは、今応募されている4法人の中から選定するわけですね。

○事務局 募集を既に締め切っておりますので、4法人が応募してきていますので、この4法人の中から選んでいただきたいということでございます。

○議長 補足しておきますと、この認定こども園の募集につきましても、インターネットの方でも掲載しております。文書でも、募集をこういう形でしますというような市の広報を出しております。期限を切りまして、結果的に今回の4事業者の方から申し出があったというふうに御理解ください。

では、ほかに御意見等ございますでしょうか。いかがでしょう。

審査基準の内容等で、保育の専門的な見地から、いかがでしょうか。

○委員 配分は私はこれでいいかなと思います。

ただ、財務関係については素人ですので、審査をするときに、どういうふうに点数を入れればいいのかというあたりが不安になりました。

○議長 そうですか。では、一応事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 法人のプレゼンテーション、質疑応答が終わってからの採点になりますので、法人のプレゼンテーションでどういうふうな考えを持っているかとかというのがかなり把握できると思います。また質疑応答の時間を20分設けておりますので、その中で積極的に質問していただければ不安は解消されると思います。

○議長 財務関係についてつけ加えさせていただきます。これから審査基準について、四つの園の比較をしてみたいです。その中で、今回〇〇委員に財務専門委員として入っていただいておりますので、専門的な見地から財務関係の部分をかみ砕きまして、ここの部分をポイントで見えていただけたらいいということを御説明していただきます。その意味でもわかりやすく御説明していただけるものと思います。

○委員 財務資料を見ていたら、参加されている事業体を総額で見たら桁数の違うところがありまして、実際この数字の大小で判断していいものかというのがちょっと分りかねることがあったので、後で委員（財務専門家）さんの方でその辺を御説明いただきたいと思っています。

○議長 そうですね。その辺もまた委員（財務専門家）さんが配慮していただいて、比較しやすいような形でしていただいております。そうしましたら、一応この選定委員会として選定基準、審査基準についてこの点数配分、こういった審査の考え方ということで、事務局案で御了承いただけるということでよろしいでしょうか。

－異議なし－

では、この審査基準で御了承させていただきます。

引き続きまして議事の3に入ります。ここでは、書類審査ということで、これから具体的にこの応募をしてきた4事業者についての書面の審査、その部分の検討、概要ということになります。

次に、所管するの委員さんより大まかな意味で橋本市としてどういうこども園をつくらしていきたいかというところの御説明、御意見をいただきたいと思っています。それぞれ保育所、幼稚園を管轄をしている委員さんよりお願いをしたいと思います。

○委員 造ってきたいこども園について、時間の関係上大まかなところだけ、私が頭の中に浮かんだ部分について述べさせていただきます。

まず、施設の基本的な考え方といいますか基本的な理念なんですけれども、子供が将来に向けて生きていくための力の基礎を、子供の生活や学びにおける発達の連続性に配慮しながら、家庭や地域とともに育んでいただく施設であってほしいと思っております。施設単独だけで終わるのではなくて、家庭や地域と子供の育ちにとって一体的なつながりなどの役割を担う施設であってほしい、そういうことを思っております。

どういうことかといいますと、こども園につきましては保育所機能と幼稚園機能を合わせて、そこへ家庭で子供を育てておられるお母さんや子供さん、そして地域の子育て支

援機能、その三つの機能を備えた施設になるわけなんですけれども、保育所型のこども園になりますと、基本的に幼稚園という形が表面ではなくなってしまう。ただ、保育の中身につきましては全く変わらないで午後2時まで幼稚園児、つまり短時間児として保育する形になります。

これらのことから基本的に、幼稚園教育を実践する施設で引き続きあってほしいと思っております。幼稚園の教育と言いましたのは、生きる力の基礎をはぐくむ小学校教育との連携・接続が考えられる幼小連携の教育を実践する施設という位置づけもありますので、小学校の就学にスムーズにつなげる機能を引き続きしていきたいと思っております。

ただ、今回応募いただいた4法人を見ましたら、いずれも社会福祉法人です。基本的に、幼稚園を担う民間の法人としては学校法人が担うわけなんですけれども、社会福祉法人と言いましたら、どちらかというと保育所機能を担う法人が来られておりますので、幼稚園の教育ということにつきましては初めての法人になると思います。

基本的には、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所については保育指針ということで、国の方で文科省とか厚生労働省で決められるわけなんですけれども、中身は全く一緒です。違うのは、保育所の保育指針に養護機能が付加されていることぐらいで、全く同じで、保育の運営については全く心配していないんですけれども、ただ新たにチャレンジしていただく幼稚園教育に対してどういう考え方を持っておられるのか、非常に興味のあるところでございます。

続きまして、これまでの幼稚園、保育園、幼稚園機能に加えて、先ほど言いましたけれども、新たな子供の育成環境として多様化する保護者のニーズにこたえる施設であってほしいと思っております。

こども園は、御存じのとおり保護者が働いているか働いていないかにかかわらず、子供が入園したいと希望すれば就園できる施設であります。地域の子育て家庭が、子育て相談や交流を通じて子育てへの不安や負担感を軽減し、子育てへの楽しさを実感できる施設でありたい、子育て支援機能を付加した施設になりますので、地域との連携を深めていただきたいと思っております。

そして、子供の成長と保護者の親としての成長を支えていただきたいと思っております。子供だけではなくて、親の育ちの場所でもあっていただきたいと思っております。

特に家庭の子育て力、教育力の向上。ややもすれば、家庭での子育て力が最近落ちて

おります。昔はおじいちゃん、おばあちゃん、同居しておればよきアドバイザーであったんですけれども、今は核家族化でほとんど同居されていないのが現実で、子育てに現実的に困っておられる方が多くおられますので、こういった方々についても、こういったところが保育士なりが援助を差し伸べていただける施設であってほしいと思っております。保護者だけにかかわらず、地域の団体、ボランティア等の連携・協力をいただきながら、地域の子育て支援の拠点施設であっていただきたいと思いますと思っております。

整理しますと、幼稚園機能につきましては名前は消えますけれども実態としてはそのまま残ります。これまで同様、4歳、5歳児を対象として、生きる力の基礎を培う観点に基づく施設でありたいと思っております。保育の機能につきましては、基本的にはこれまでの公立保育所と変わらず、保育時間につきましては11時間保育を行っていきます。

それと、先ほどから何度も言うておりますように、地域の子育て機能を担う施設ということで、基本的に幼稚園機能、保育機能、地域の子育て機能として地域子育て支援センター的な施設を併設する予定でおります。これに対しての法人の考え方もぜひお聞きしたいなと思っております。

子育て支援機能というのは、ちょっとわかりづらいと思いますので、具体的にイメージとしてちょっと紹介させていただきましたら、乳幼児を抱える保護者が子育てに関する相談や他の親子と交流できる場を設けさせていただきます。それと、就園直前の幼児は集団生活になれ親しみ、入園後も円滑に施設での生活が送れるよう、幼児と保護者を対象とした親子の定期的な遊びと学びの場を設けさせていただくつもりでおります。そして、保護者が親として成長できるための学習の場もぜひ設けていきたいなと思っております。

続いて、子育てにかかわる自主グループの育成・支援を行うとともに、集いの場を提供する施設でありたいと思っております。続いて、子育て家庭や幼児を中心として高齢者、小・中・高校生など、さまざまな世代間交流がこの施設を拠点としてできればいいなと思っております。

そういうことで、基本的にこれまでの公立幼稚園が長年培ってきました幼稚園機能、保育園機能はそのまま残します。あわせて地域や家庭、保護者等連携しながら、地域の子育て支援機能を担っていく施設として、これらについて法人の考え方、お聞きしたいなと思っております。

○議長 ありがとうございます。

では、〇〇委員さん、お願いいたします。

○委員 新しい初めての取り組みである公立の幼保一元化施設、高野口こども園について、目指していきたい大まかな概念の一端を申し述べたいと思います。

乳幼児期が人間形成を培う上で最も重要な時期であるということは、皆さん既にもう御存じのとおりのことと思います。このことを踏まえまして、小学校就学前の大切な時期を利用時間の違いやあるいは幼稚園児、保育園児の別にかかわらず、橋本市として一貫した教育・保育計画を立てまして、そのもとでの社会性や人間性を養っていく幼児教育が大切だということは言うまでもないことでもあります。

そこで、幼稚園教育要領並びに保育所保育指針を踏まえまして、園の特色ある子育ての教育方針を立てて教育してほしい、そのように思っております。最近の社会情勢は核家族化、それからひとり親家庭が随分ふえてきておりまして、家庭の教育力が低下しているところのように言われて久しいですけれども、そういった意味でも親育ち、子育てのための教育支援を重視した幼児教育の実施が最も大切であるのではないかなということも考えております。

そしてまた、幼稚園、保育所が共通認識のもとにカリキュラムを作成して社会性、先ほど申しました社会性、人間性のある子育てですね、子供として育てていただいて、小学校、中学校へとつながっていく教育、言いかえてみれば、幼児教育から小・中学校教育との連携、一貫した子供の育ちの保障を考えていきたいとこのように思っております。

そのためにも、現在も幼稚園長会を定期的に毎月1回園長さんに集まっていたり、教育方針等々話し合いをやっているんですけれども、今後は、このこども園開設を機にすべての園長さん、先生方に集まっていたり、幼児教育の目標であるとか小・中学校との連携について、そしてまた地域の子育て支援への取り組み、あるいは支援センター業務としての役割等々、こういったことの課題について話し合っ、課題を共有していただきたい。そして、地域学習の中で地域を知って地域を愛し、社会性豊かな自立できる健やかな子供、あるいはまた情緒豊かな子供に育ててほしい、そのような教育を目指していきたいと、大まかですけれども考えております。

○議長 はい、ありがとうございます。

認定こども園に関して、どういうこども園をつくっていくのかを所管委員さんより御発言をいただきました。

具体的に審査項目についての比較表を事務局の方で作成しております。ページ数で言うと9ページから12ページということになります。こちらの方を御参照いただきながら、

大まかにこの4事業者の概要を把握していただければと思います。

それでは、審査資料について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、審査資料、比較表の説明をさせていただきます。

この表につきましては、四つの応募法人の概要を比較しやすいように指定管理者申請書の方から抜き出してまとめたものでございます。法人の概要、運営している施設、職員数、園の保育方針、保育計画、財政、それから特徴という項目にわけ、比較しやすいようにまとめさせてもらっております。

○議長 はい、ありがとうございます。

それでは、具体的にこの審査表をもとにしながら内容の御説明ということになります。

まずは財務について委員の方から御意見をいただき、それから現場の園長さんから見た保育内容について御意見をいただき、それから地域や利用者、保護者の立場から御意見、御要望等を伺うというように進めていきたいと思っております。

では、財務状況について財務専門家委員の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員（財務専門家） それでは説明させていただきます。

まず、4法人それぞれから収支の計画も提出されておるんですけども、その収支の計画に関しては差がございません。ですから、4法人の現状の財務内容の比較という形になります。

先ほど御質問ございましたように、9ページの比較表の財政というところを御参照いただきますと、4法人非常に規模に大きな差があります。例えば一番小さいのは〇〇法人さんで、資産合計が〇〇万円です。それに対して一番大きい〇〇法人さんは〇〇万円ということで、〇〇倍以上の差があります。ですから、例えば収入額の大小で各法人を比較することはできないということで、資産額に対してどれだけの収入が得られているのかという、そういう比率を計算いたしました。

企業会計の分野におきまして、企業の収益性を分析する。収益性というのは効率的な経営を行っているというふうに考えていただいたら結構ですけども、収益性を分析する際にしばしば使われる比率に、企業の総資産額に対してどれだけの経常利益が生み出されているのかという比率がございます。総資産利益率と申しまして、これは英語でリターン・オン・アセットと言いまして、その頭文字をとって一般的にROAという言い方をします。

私の作成いたしました、この「財務分析の結果」という資料の一番上に載っていますR

ROAというものがそれに当たります。これは、企業会計で一般的に使われている式を、今回営利企業ではありません社会福祉法人ですので、社会福祉法人の決算書の数値に当てはめて計算をいたしました。

事業活動収支差額というのが、この社会福祉法人の決算書に載っているんですけども、それに受取利息と配当金収入を加えた額割る期首・期末平均の総資産額でその比率を計算しました。期首・期末平均の総資産額というのは、足して2で割るだけです。期首・期末平均の総資産額を割って、この総資産利益率、ROAというものを計算しました。

この比率は、数値が高い方が効率的な経営を行っているというふうに判断されるわけなんですけど、その結果が私の資料の2ページ目から3ページ目にかけて載っております。一番高かったのが、この結果によれば〇〇法人さんということになりました。

ただ、総資産額といった場合には、例えば借金をして資産を取得したというような場合も含まれています。ですから、必ずしもROAが高いと、この比率が高いのが望ましいというふうには限りませんので、もう一つ純資産額といたしまして資産総額から負債ですね、借金を引いた残りの額、純資産額に対してどれだけの利益が生み出されているのかという比率が計算されます。

これは自己資本利益率といたしまして、英語でリターン・オン・エクイティといたしまして頭文字をとってROEというんですけども、この比率はこの2番目に書いてあるものです。

企業会計ですと、これは当期の最終損益割る資産額になるんですけども、社会福祉法人の場合は当期活動収支差額というものが決算書で示されておりますので、それ割る期首・期末平均の純資産額でこの比率を計算しました。この比率も、数値が高い方が効率的な経営を行っているというふうに判断されるんですけども、これを計算した結果、これもROAの場合と同じ結果で、一番高かったのが〇〇法人さんという結果になりました。ただ、2番手の〇〇法人さんとほとんど差はないという結果です。

〇〇法人さんは当期活動収支差額がマイナス〇〇万円と赤字になっています。ではこの法人、経営が危ないのかということと実はそうではございませんで、私の資料の3ページ目に書いているんですけども、実はこの〇〇法人さんは国庫補助金を受け入れておられます。

国庫補助金というのは、実は法律上所得とみなされるんですけども、国が国庫補助金を出しておきながら、それを所得とみなして税金をかけたら国庫補助金を取り戻すという形になってしまいますので、これはおかしいということで、国庫補助金を費用処理して所得か

らマイナスするというこういう特殊な会計処理を行うんです。国庫補助金を受け入れた法人におきましては、その国庫補助金が費用処理、所得からマイナスするという特殊な処理を行っているために赤字になっておりますが、それを除きますと赤字ではありません。私の資料の2ページ目の〇〇法人さんの修正ROEと書いているのは、その国庫補助金を費用とみなさないその数値で計算した結果で、これですと、マイナスにはならないということになります。

以上の二つの指標が、この各法人がいかに効率的な経営を行っているかを判断する指標になります。

ただ、その効率的な経営、効率性だけでは法人を判断することはできません。法人が経営破綻することなく、長期的に安定した経営を行っていかどうかを分析する必要があります。企業会計では安全性の分析というふうに呼ばれているんですけども、そのためには各法人から提出されている貸借対照表、バランスシートですが、バランスシートの数値に基づいて分析を行う必要があるということで、幾つかの比率を計算しております。

まず最初に計算しましたのが流動比率という比率でして、これはその貸借対照表、バランスシートに示されている流動資産と流動負債の大きさを比較したものです。流動資産割る流動負債として計算します。

実際にこの決算書を見ていただいた方がイメージができるかもしれませんが、例えば一番目に挙がっている〇〇法人さんの、どこでも結構なんですが、例えば〇〇法人さんの資料の下の手書きのページ数ですね、それで言うと26ページのところに一番最近の貸借対照表が載っておりますのでそれをごらんください。

これの左側の一番上に流動資産という項目があります。流動資産といいますのは、現金預金、または比較的短期的に現金で回収されるような資産のことをいいます。この流動資産と右側の一番上に載っております流動負債とを比較します。流動負債というのは、これは比較的短期的に支払期限が到来する負債。具体的に言えば、1年以内に返済期限が来る借金というふうにお考えください。

流動資産と流動負債とを比較して計算されるのが、流動比率という比率でありまして、この比率が1を超えていない、要するに、流動資産が流動負債を上回っていないと現金預金でもって短期的に支払期限が到来する流動負債を返済することができないということになりますので、やや財務的に悪い状態であるというふうに判定されるわけなんです。

それを各法人について計算をしたところ、最もよかったのが〇〇法人さん。ここは、

流動負債がありません。無借金です。ですから、資料の方でこのクエスチョンマークがついていますが、これは分母がゼロになりますので、これはエラーになります。ですのでこのような表記になっていますが、流動負債、借金がゼロですので、これが最もすぐれているという状況になります。

流動比率とともによく使われる比率が、当座比率というものでして、これは流動比率をより厳しくした基準です。より厳しくした指標で、現金預金または有価証券のみに限定します。流動資産のうち現金預金または有価証券に限定したものを当座資産というふうに呼びます。

社会福祉法人ですので、営利企業ではありませんので、有価証券を保有していることではないであろうというふうに思われますので、現金預金で流動負債を賄うことができるかどうか。現金預金の額が流動負債を上回っているかどうかというのを見る比率が当座比率です。これも、1を超えていることが望ましいということになります。

これも各法人計算しましたけれども、少し〇〇法人さんのみ1を下回っているという状況でありました。

それから、流動比率とか当座比率というのは比較的短期的な企業の財務的な安全性、健全性を見る指標なんですけれども、少し長期的に見る場合には自己資本比率というものを計算します。

自己資本比率といいますのは、これは総資産額に占める純資産額の割合です。純資産額は、先ほど申し上げましたように総資産額から借金を引いた残りです。ですから、この比率が高い組織は借金に頼っていない、借金が少ない法人であるというふうに判断されて望ましいということになります。自己資本比率という言葉は、よく金融機関などで自己資本比率が何%を上回った、下回ったというような話を聞きますので、耳にしたこともある方も中にはおられるかもしれませんが、この比率も高い方が望ましいということになります。

この比率も計算いたしました。〇〇法人さんが最も高いという結果になりました。

それから、今までの三つの流動比率、当座比率、自己資本比率に関しましては、債務を返済するだけの十分な資産を持っているかどうかという観点から見ました。ですから、どちらかというとな負債、借金の元本を返済する能力があるかどうかということを見るわけなんですけれども、一般的に本当にその債務の返済が滞るという場合は、元本を返済できなくなる前に利息を払えなくなるわけです。利息の支払いが滞るというふうを考えること

ができますので、利息を支払えるだけの十分な収入が得られているかどうかというのを見る。そういう分析手法があるんです。

そのために計算されるのが、利息支払倍率と書いています。これは英語でインタレスト・カバレッジ・レシオというんですけれども、ちょっと英語で書くと長いですし難しく感じられますので、あえて漢字に直したんですけれども。

これは、支払利息の何倍の収入が生み出されているかというのを見るもので、これも数値が高い方が望ましいということになります。

ですから、例えばこの計算結果なんですけれども2ページ目を見ていただきますと、〇〇法人さんで言いますと利息支払倍率…になっておりますけれども、これは、〇〇法人さんにおかれては支払った利息の〇〇倍の収入が生み出されているということですので、非常に健全な状態。〇〇法人さんでいうと〇〇倍の収入、〇〇法人さんでいくと〇〇倍の収入、〇〇法人さんは当期には利息の支払い額が計上されておりませんでしたので、これもやはり分母がゼロですのでエラーになっています。これは最も望ましい状態ということになります。

ちょっと短時間で説明するのは難しいんですけれども、大体このような企業の収益性、各法人の収益性、効率的な経営を行っているかどうかということと、それから安全性、経営が破綻する心配がないかどうかという二つの観点から、これらの比率を計算いたしました。

その結果なんですけれども、分析結果というところに書かせていただきましたけれども、法人の経営の効率性を示す指標、ROAとかROEですが、これは〇〇法人さんが最もすぐれているというふうな結果が得られました。最初に申し上げましたように、〇〇法人さん最も小規模な法人ですが、小規模ながら効率的な経営を行っているというふうに見受けられました。

一方、法人の安全性、経営が破綻したりする心配がないかどうかというのを示す指標、流動比率以下の四つの指標ですけれども、これに関しては、〇〇法人さんが最もすぐれているという結果が得られました。財務的に見て、長期にわたり安定した経営を行うことが可能であろうというふうに見受けられました。

残りの二つの法人ですが、〇〇法人さんにつきましては安全性を示す指標では上位にある、〇〇法人さんを上回っている。けれども、経営の効率性を示す指標ではほかの法人に劣りました。ただ、営利企業であればその経営の効率性というのは最も重視される指標で

ありますけれども、非営利法人ですので、社会福祉法人ですので経営の効率を示す指標が劣っているというのは大きな減点とはいえないかもしれません。

もう一つの〇〇法人さんについてなんですけれども、これは〇〇法人さんの貸借対照表を見ていただいたら一番よくわかるかと思うんですが、ファイルの下に書いてあるページ数…ページのところに、〇〇法人さんの合計会計という幾つかの事業を行っておられるようなんですけれども、それをすべて合計した法人全体としての貸借対照表が…ページのところに載っております。

安全性を示す指標につきましては、実はこの〇〇法人さんだけ一番上の流動資産と流動負債のところの当期、当年度末というところを比較していただければよくわかると思うんですが、流動資産が〇〇万円に対して流動負債が〇〇万円ということで、流動負債が上回っているという状態になっています。ですから、今手元にある現金すべて使っても、右側にある未払い金や預かり金を支払うことができないということになります。

ただ、この当年度だけ見るとそうなんです、実は前年度末という数字を見ますと、流動資産が〇〇万円に対して流動負債は〇〇万円ということで、圧倒的に流動資産が上回っているということで、前年度末を見ると全く問題のないレベルなんです、当年度末を見ると流動資産が流動負債を下回っているという状態になっております。

その原因がどこにあるのかなというのを見ますと、貸借対照表、資産の部の少し下の方においていただきまして基本財産というところの建物ですね。そのところが、前年度末が〇〇万円だったのが当年度末が〇〇万円と〇〇万円以上の増加ということになっております。ですから、大規模な投資を行われたんだなと。建物を取得するのに大規模な投資を行われたんだなというのがわかります。

したがって、この投資を行った結果、一時的に現金預金が減少したというふうに見られます。ですから、この当年度末の数値、この流動資産が流動負債を下回っているという数値は、ある意味異常値、といえるかもしれません。

ただ、これはヒアリングのときに質問させていただこうと思っておりますけれども、当年度これだけ〇〇円を超える投資を行って、そして今回、もしこの指定管理者に選定されてさらに追加的な投資を行わなければならないとなった場合、資金繰りについてどうするのか質問したいと思います。

○議長 ありがとうございます。

お時間のない中、大変短時間でポイントを押さえて御説明していただいたと思います。

御質問については、園長さん、地域、利用者の方から御順ご意見をいただいたその後にさせていただきますと思います。

私の不手際で、議事の方は8時半終了予定と書いてありましたが、少し遅くなるかもしれません。きっちりした議論をやはりやっていきたいと思いますので、御容赦いただければと思います。

では続きまして、法人の保育内容について御意見をいただければと思います。まずは〇〇委員さん、それから〇〇委員さんという形で御意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〇委員 私はこの四つの法人の資料を見せていただきまして、長年公立幼稚園、保育園で培ってきた保育と大きく違うところはどこかというところにまず目が行きました。そして、橋本市の保育の理念、育てたい幼児像そのあたりでどんなふう引き継いで保育をしているのかというところがすごく興味がありました。そして、自分たち自信を持って子供たちと接してきた公立幼稚園・保育園のよさを継いでいってほしいなという願いからどこが一番望ましい公立幼稚園・保育園に近い保育内容かというところを重点的に見させていただきました。

まず、私は四つの法人はやはり私立ですのでそれぞれに特色がありまして、公立とは違った、英語教室とか体操教室とか硬筆とかそれから音楽、リトミックですか、そのようなことを特色ある保育として位置づけているというのがやはり目につきました。それで、今もされている保育園の経営方針で、こども園になったらどうなるかはちょっと疑問なんですけれども、公設民営でされるということなので公立幼稚園、保育園のよさを引き継いでいってほしいなと思いました。

公立幼稚園・保育園のよさとして、保育目標がありますよね。それは、私立と公立との大きな違いというのは、公立というのは個々の子供に合わせて保育目標をつくったり、子供の実態に合わせてこういう子供を育てたいなという願いから、各幼稚園・保育園が地域の実態に応じて、また子供の実態に応じて保育目標や指導計画を立てて子供たちの保育に当たっているんです。でも、私立はどうしても園の保育目標や園の指導方針に子供を合わせるという、そういうところがとても大きな違いかなと感じながら見せてもらいました。

それと、やはり個々の発達をしっかりと見ていただきたいということで、各機関との連携をしっかりとどんなふう連携を持ってつなげていってくれるのかなというところも気になりました。そして、あとやはり地域とのつながり、地元の子供たちというか昔からある幼

稚園、保育園で地元のつながりがすごく強いんです。やはり地域で守られる子、地域で育つ子として、橋本市のこれからの担い手になる子供たちですので、地域とのつながりが保育内容の中に組み込まれている法人はどこかというところも見せてもらいました。

そういうところ3点から見せてもらい、そして子供たち一人一人をどのようにとらえて、どのような保育計画を立てられているかというところを見せていただきました。私は、保育の計画の部分で4歳、5歳のところをしっかりと見せていただいたんですけども、やはり保育園の法人ということで教育目標の中には養護の部分もありまして、これをこども園になった場合に、保育所保育指針と幼稚園教育要領をどんなふうにしてこども園の教育要領として進めていくのかなというところも、ちょっとまた次回にお聞きしたいなと思いました。

○議長 ありがとうございます。

○委員 私も先に話された委員さんの意見に同感です。

私達は、橋本市の子どもをどう育てたいかという事をずっと色々考えてきました。

橋本市は、殆ど公立園ばかりなのですが保護者の皆さまは公立園をどう考えて利用されているのかというあたりを聞かせて頂いたり、それから保育者として自分の子どもは、どういう園選びをするかということなどを身近な人と話し合ってきました。

今、橋本市の新しくできた民間園の希望者が多くとっても入園しにくい状況になっています。私も実際「民間園の近くに住んでいるのに何故入れてくれないのか・・・」という苦情を耳にしたことがあります。

希望者の多い理由は、どういう所だろうかと職員と話し合ったこともあります。何といっても建物がきれい・可愛い制服・可愛いバスに乗って通園できる・早期教育が受けられること等に憧れているのではないだろうか等・・・。

また、意識して公立園を利用しているというお母さんは、やはり民間園の早期教育が気になるとおっしゃっています。早期教育を希望しなければ勧誘される場合もあつたり希望していない子どもは、退屈な思いをしたり保育者の目が届かなかつたりというあたりを保護者の方は、心配したり嫌な想いをされているというのを耳にしています。

では、実際子どもは、どういう風に何を大切に育てれば良いのか、それからどういう子に育てたいのか、ということを考えてみました。

民間園は、その園の特色、運営、経営のことを考えると早期教育をせざるを得ない

状況かなというのわかりますし、例えば子ども達が英語でお話をする国があるということを知って英語に触れるということもそれはそれでいいのかなとも思います。でも、それが日々の保育全てである法人は、選んで欲しくないなと思います。心の成長を大切にすること、そして園の方針を押し付けるのではなくて、子どもが主体的に学び取っていくことができる保育を目指している法人に決まればとってもうれしいなと思っています。

○議長 はい、ありがとうございます。

二人の委員さんから、保育の特色、公立保育所との違い、またここに注目していったらいいよという観点からアドバイスをいただきました。プレゼンテーションの際にまた質疑をしていただければと思います。

では、地域や利用者の立場から御意見、それから御要望でも何でも結構です。地域はこうこうという利用者はやはりこういうところをちょっと重視して見ていきたいというようなところですね。そういった御意見、御要望を聞かせていただければ、またみんなでそれを共有してプレゼンテーションに挑めると思うんです。ですから、そのあたりの方をよろしく願いできればと思います。

○委員 幼稚園、保育園の園長先生のお話を聞かせていただきまして、私は保育園の保護者ですけれども、同世代としまして、私立の幼稚園に行っているお子さんの学芸会とかを見にきてよということで行かせてもらうこともあるんですけれども、まず保育園と特に私立の幼稚園、橋本市にある私立の幼稚園なんですけれども、行ってまず違う点が何かと申しますと、まず保育園、橋本市立の保育園に関しては、本当に例えば運動会にしる発表会にしる、確かに和気あいあいと楽しくやっているというイメージを私は持ちました。それに比べて私立の方の幼稚園の学芸会を見ますと、一言で言いますと、すごいという言葉が合っているかどうかはわかりませんが、ちょっとつくられていると。

例えば楽器を弾くようなこともあるんですけれども、私立の幼稚園さんの方でしたら各パートが一糸乱れぬような状態で、ぴしっとできているのが若干恐ろしいような気を持つ感じでした。本当にこの3歳、4歳、5歳の子が、ここまで教えてもらったらできるのかというところで驚きを感じましたし、自分ところの子供と比べて、こんなことうちの子供ができるんだろうかと思うぐらい、私立、公立によってこれだけ教え方の差というんですか、方針の差が出てくるものかなというのを身を持って感じたのがその点でした。

私はどちらが正しいか、どちらが間違っているかというような判断はようしないですけ

れども、トータル5年間〇〇保育園の方でお世話にならせていただきまして、本当に私としましては、〇〇保育園はありがたく本当にいい先生に恵まれて感謝しております。

ところが橋本市のホームページの上で、こういう選定委員会があったということと、以前から幼保一元化に向かって橋本市が動き出すということを逐一ずっと興味を持ちながら見てきましたんですけれども、流れとして最良の方向で、私立がだめ、公立がだめという垣根はないと思うんです。私自身も小さいときは私立の幼稚園で、それこそ幼稚園バスに乗って行っていったような感じで、それでその幼稚園が決して押しつけがましいというんですか、がちがちに型にはめたような幼稚園生活を送ったかといったらそうは思っていないんです。

どちらがいい、どちらが悪いのではなくて、子供にとって何が大切かというのと、それプラス、この21世紀になりまして、日本人として今後世界に旅立つ子も出てくるかもしれないですけれども、その助けになって将来の備えなり一歩、二歩の礎となる基礎的なものを十分習得できる形であれば一番いいのかなと思います。

ですので、私としたら英語をすることも確かに正しいことかもしれませんが。ところが英語ばかりで肝心かなめの幼児教育であるとか、将来大人になって間違った方向に進まないであるとか、人間の能力の基礎的なものを養える園であってほしいなと思います。あとは、末永く橋本市民のために活動願える園であれば一番いいかなと思います。

○議長 ありがとうございます。

○委員 私は、今2人〇〇保育園の方でお世話になっているんですけれども、上の子が3歳まではちょっと奈良の方の私立の保育所に入れていたんですけれども、そこはカトリック系の保育所だったんですが、英語とかそういうのをそんなに押しつけるようなやり方ではなくて、あくまでしつけとかそれをメインでやってこられたみたいなんですけれども、ある意味最初のうちは子供もちょっとかちかちというんですか、押しつけられるようなところがあって、なれるまでちょっと時間がかかったんですけれども、今〇〇保育園の方にとってもらって、人間性で言うと伸び伸びしているとかそういう感じはあるんです。

私立だからとか公立だからとかというのは、余り関係ないのかなと思うんですけれども、英語とかそういうものに関しても、親が結局子供がやりたいと言ったらその親が習い事なり何なり親がさせると思うんで、基本的に人間的なこととかそういうことを基本にしてやっていってもらえたらいいかなと思うんで、その辺をちょっとプレゼンテーションの

ときに聞いてみたいなと思います。

○議長 ありがとうございます。

○委員 私は4人子供を授けさせてもらって、上の子は私立の幼稚園に行かせてもらいました。途中から公立の幼稚園に変わらせてもらったんですね。私立がいいとか公立がいいとか、そういうのはやはりいろいろあるんですけども、最終的に私が思うのは、先生と子供、先生と保護者の信頼関係が一番大事ではないかとおもいます。

これを読ませてもらって、私は基本的なことがわかっていないのかもしれないんですけども、もしかしたら、子供さんも今まで習ってきた先生に教えていただけないということもあるんですね。全然違う別途のところから先生が入ってこられるというところが、私としては一番心配です。

上の子どもの時に園を変わらせてもらったことがあり、それは、先生には本当によくしていただいたんですけども、私と先生との信頼関係がどうしても築けなかったということがありました。そうなんです。若くてきれいでとても優しいお姉さんだったんですけども、親が先生に求めているのはそれだけではないんですね。どう言ったらいいのかな。自分の考えも入れてくれて、本当にこの子をどうしてあげようというのが一番大切なんだと思うんです。

いろいろ、うちの園はこうしています、こうします、こうしますではなくて、心に触れるというか、対ハートで接してほしいんです。そういう先生を一人でもたくさん雇ってもらえるといったらおかしいんですけども、そんな先生がたくさんいてくれる、そういうこども園がやはり親としては一番安心して預けさせてもらえるとと思うんです。

本当に建物も変わり先生も変わってしまったら、子供も動揺するんですけども、子供は意外と友達もいればまじわれるもんなんですけれども、余計にやはりお仕事をされているお母さんとかは本当に大事な子供を預けるので、先生との信頼関係がないと、やはりどうしてもその次の子も次の子もって預けられなくなってしまうところがあって、幾つも園を変わられている方も実際保護者の方でもいらっしゃるんですね。

だから、本当にどう言ったらいいのか、対ハートで接してくれる先生を一人でも雇っていただけたらというところ、そういうところを一番先に見させていただきたいかなとは思っております。

○議長 ありがとうございます。

本当に今心にしみました。

やはりプレゼンテーションで見ていただきたいのは、その園の考え方、お子さんとの接し方をどういうふうに考えていらっしゃるのか。公立だからいい、私立だから悪いという話でもなくて、本当に出していただいた中で教育・保育の理念や引継ぎ保育の考え方のしっかりしているところを選んでいただけるといいですね。

それから人員の配置というか、特にお子さんの環境が変わられるのをどういうふうに考えていらっしゃるのかということについては、やはり橋本市さんの方で十分検討を重ねていらっしゃるというふうにお聞きをしていますし、委員長さんからの方も、例えばどういう形で市として気をつけていただいているというようなところも私はお聞きしております。

もしよろしかったら、そのあたりについてご意見をいただければよろしいかと思えます。これは皆さん方も考えておられることであると思えます。

○委員長 引き継ぎ保育というのは、やはり保護者の方にとっては、全く違う環境の中へお子さんが入っていかれるということに対して、本当にそこで自分の子供がなじんでいけるのかということと、保護者の方も本当にその先生を信頼して預けられるのかというそのところが非常に大事だなと思っております。

当然、その引き継ぎの期間というものを設ける中で、きちんと一人一人のお子さんの状況も次の園の方に引き継いでいっていただくような状況。例えばいろいろなデータはもちろんなんですけれども、個々にそこに入っていただける責任者の方であるとか、例えば保育士さんであるとか、どれだけの期間であるとか、また子供さんの状況をじかに見ていただいて、園の中で引き継ぎをしていただける期間というものがどれぐらいかというのは、園からのいろいろな提案もあるかもわかりませんが、1カ月とか3カ月とかいろいろな期間がありますよね。そういった期間、時間をかけてやはりきちんと引き継いでいただくということは、後々子供さんの事故も起こさないとかいろいろなことにつながっていきますので、そこは決まった段階でその園の方たちと保護者の方たち、市も入りましていろいろな話し合いをしながら煮詰めていきたいというふうに思っております。

まだ具体的に何カ月間とか何日間とかそういったことの提案は、市からは具体的なものもさせてはいただけていないと思うんですけれども、やはりその一定の期間そういったことをしていかないと、過去の例で、無理やりやっちゃっていろいろな訴訟になって何か問題になったという他府県での事例というのがありますので、そこはそういったことのないよう保護者の方と十分御希望もお聞きしながら、指定管理者の方とも三者で一緒になって協議をしていきたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。

そうですね。基本的な第2回目のプレゼンテーションに挑む際の内容の把握のポイント、それからそれぞれの委員さん方が持っている思い、どういうことを法人さんに対するうちの認定こども園を担ってもらう方としてこういうことを期待したいというようなところ、共有意識というかこんな感じてというような思いをいただきました。

そういうものを感じていただきながら、また今日お帰りになっていただいて、次の第2回の選定委員会のとしまで資料の方を見ていただいて、それでプレゼンテーションではどういうことを少し質問してみようかというようなところをまたお声をいただければと思います。

あと内容に対して、例えば質疑であるとか、これをもうちょっとプレゼンテーションの前に言っておきたいというような補足意見等ですね。何でも結構でございます。御自由に委員の皆さんからお出しただければというふうに思います。いかがでしょう。

○委員 幼稚園の保護者の方からのニーズなんですけれども、公立幼稚園は4歳、5歳の保育しか今はしていないんです。保護者の方は、3歳児から公立幼稚園があればいいのになというのを長年要望されてきたのですけれども、橋本市の公立幼稚園は4歳、5歳だけです。それで、こども園になったら、もしかしたら短時間児でも3歳からあるのかなというふうな期待もあったみたいなんですけれども、それは実施しないということで、その部分は子育て支援で補うというのを聞かせてもらっていますので、3歳の子供たちがこども園に行かなくても、子育て支援としてどのような支援をしてもらえるのかを、保護者の方々からの強い要望があるので、その点について聞かせてもらいたいと思っております。

○議長 そうですね。そういう形でちょっと御不明に思っていらっしゃる。書類を見て、むしろここはどうなんだろうというふうに思っていらっしゃるものを次回持ってきていただいて、ぜひ第2回目のプレゼンテーションのときに、御意見いただければと思います。ありがとうございます。

ほかに御意見等いかがでしょうか。

○委員 この保育行政のあり方、幼稚園行政のあり方という意味でちょっとわかりにくいところがありますんですけれども、この配点の大きい教育とか保育の理念のところとか、子育て支援事業の取り組みというここの採点の仕方、評価の仕方というのはかなり分かれるのかなと。現場の声とか専門的な声を聞いた中で、どう評価したらいいのかなというのを考えていたんですけれども、その辺がちょっと難しいなど。数値的にはかれる部分で保護

者さんがどのように考えているか、現場がどう考えているか、それから行政がどう考えているかということと、そこの意見を聞いてそれは評価していかなければいけないのかなというふうに考えているんですけども。

それで、この4法人の理念を見ても全部違うので、それをどう考えるかというのを、その辺のすり合わせみたいなことはするのかと。その辺を個人で評価したらいいのかなと。プレゼンで聞いた自分の判断で採点しても大丈夫か悩んでいるのですが。

○議長 そうですね。確かにそれはありますね。

そのあたりは、事務局としてはどういうふうに考えていらっしゃるか。

それで、もしちょっと事務局の方でまだまとめられないなということであれば、議長の私見になりますけれども、私がこの場で申し上げます。いかがでしょうか。

○事務局 そこは、事務局としてもまだ定まった考えは持っておりません。

すり合わせできるのか、できないのかということもありますし、すり合わせは非常に難しいのかなと思ったり、そこは一番悩んでおるところなんで、もしこのまま進んでいったら皆さんの私見でそのまま入っていくのかなと思ったり、いろいろ悩んでおります。

○議長 私も実はこども園ではないんですけども、こういった指定管理者の選定委員会は、ほかの自治体で幾つかやらせていただいております。その中で、やはり出てくるのはこの選定基準の審査の考え方ということなんですね。実は数値ではかれるところというのは、そんなに問題はないんです。先ほど委員から御説明いただいたような財政指標としては安定性はこうですよ、順位はこういうふうにつけられますよというのは比較的皆さん判断しやすいです。ですけども、むしろやはり保育内容であるとか方針というのは、やはりその方たちの思いとか持っているものがかなり反映をされてしまうものなんですね。

例えばずっと歴史があるという点をどう評価するか。歴史があるということは、一生懸命ずっとやってきているからいいんじゃないかと言われる方もいらっしゃる、なかなか新しいフレッシュなことに挑戦しづらいんじゃないかという方もいらっしゃる。

それは、選定委員会としてこれはではどう評価しなさいということは、実はできないと思います。私もほかの指定管理者の審査でそういう面に立ち会ってきまして、こういった点は、選定委員会の中で積極的に議論して行って、考えていくしかないのかな、と思います。私個人の意見としては、すりあわせは、数値で判断出来ない分に関しては難しい。

例えば、保護者さんだったら保護者さんの視点からの思いであるとか価値観がおありでしょうし、それから園長さんだったら保護者さんとは違うと思うんですよ。指導する立

場の園長さんとしての視点というのがおありだと思うんです。逆にいい面は、それぞれの価値観が多様にそろっていらっしゃる方が選定委員会に多様に参加をしているというところですね。

もし、その選定委員会の基準が全部決まってしまうんだったら、選定委員は要らないということになってしまうので、逆に言えばそういった多様性ということを許容していただいて、質的なものについては皆さんの意見を聞きながら、プレゼンテーションを聞きながら、それが自分の立場としての思いはどうなんだろうということを考えていただいて、御判断をいただくべきである、ないしはしていただくしかない。

ですから審査するのは重責ではあると思うんですよ。ですから、そういう考え方にやはりなってくるのではないかというふうに思います。

委員長さん、いかがですか。

○委員長 今、議長がおっしゃっていただいたことは、全くそのとおりだと思います。やはり、いろいろな視点で審査していくからこそ平準化が図れるというかそういう利点もあると思います。

ただ私が気になるのは、個人個人が自分だけの判断で点をつけてしまうというところに、やはり自分自身が不安である。例えば、この点は本当は自分としてはこう思うんだけど、それが本当に正しいんだろうか、皆さんの意見もちょっと聞いてみようかなとかということも出てくるかもわかりませんので、できれば時間をとっていただいて、プレゼンテーションが終わった後で、採点する前に議論をやってもいいんじゃないかなと思います。

そこで、例えば私はこう思うんだけどもどどうでしょうかとかというような感じの、ざっくばらんな話があってもいいんじゃないかと思うんですよ。そここのところは、自分たちの中のディスカッションの中で一定のルールを設けて、十分いろんな議論を経て、最終的にこども園の指定管理者を決めたということを知っていただきたいと思います。

○議長 もしよろしかったら、少しその点について疑問がある点についてディスカッションをする時間というのを、よろしければ設けさせていただければというふうに思います。考え方を強制するわけではないけれども、もし疑問があったときに確認というような形、そういう形でやれば大分皆さん意見の疎通、それから審査の基準として、自分が代表として出てきているときの戸惑いであるとか迷いというのも少しは解消されるのではないかというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

○議長 ほかにいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

もし2回目のプレゼンテーションに挑む前に、疑問点等ございましたら第2回目の選定委員会のときにまたおっしゃっていただければと思います。

それでは、事務局の方から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○議長 はい、わかりました。

それでは、次回の選定委員会について事務局より御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 第2回選定委員会の日時場所及びプレゼンの順番は以下のとおりです。

委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。

次回の委員会は、プレゼンテーションや議論の加減によっては、終了の時間が少し遅延するかもしれないということを御了承ください。

なお、プレゼンテーションの形式につきまして、少しいつも議論になりますのが、プレゼンテーションの際に追加資料を持ち込んでいいか、ないしはこういった認定こども園の場合は、もしかしたら現行の園児さんの様子を見たいという形で例えばビデオを持ってこられたりとか、パワーポイントを持ってこられたり、スライドを持ってこられたりという可能性もあるかもしれないですね。やはり、選定委員会としては認めるか認めないか。認めるんだったら一律認めるという形にしないといけないですし、認めないんだったら認めないという形にしないといけないです。

そのあたりについて、御確認というか御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どちらの方がいいですかね。保護者さんとしてはやはりどうですか。

○委員 たくさんのペーパーの資料を見たところで、中に保育園さんの案内状で写真つきのものがちょっとあるんですけど、実際ペーパーで拝見するのと実際の映像とかその辺で見るのはちょっと感じが違ってくるのかなと思ひまして、画像的なもの、それこそビデオではなくてもパワーポイントとかCDで流す程度のものがあれば、参考になりやすいかなという気はします。

○議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特に持ち込みを認めないではなくて、一切のものは認めていいという形にさせていただいてよろしいでしょうか。こちらの方からは、追加資料を持って

きてくださいとかそういった映像資料を持ってきてくださいということは指定はしませんけれども、事業者への通知としては追加資料でこういったものを持ってきていただいても構いませんということですね。プレゼンテーションではそういった内容等をお聞きしますので、それに参照になるような資料をお持ちいただいても結構ですという形で、平等に全事業者にそういう形で通知をさせていただければと思います。

ありがとうございます。

それでは、随分長くなりましたけれども、時間がおくれてしまって私の不手際で申しわけありません。

議事については、すべて終了です。ありがとうございます。

そしたら、事務局の方にお返しさせていただきたいと思います。

○事務局 議長さん、どうもありがとうございました。

委員の皆さん、大変遅くまでありがとうございました。次回の委員会までにはまだ時間がございます。各自、調査研究をしていただきまして、当日の質疑応答あるいは選定につきましてよろしくお願ひしたいと思います。

○司会 これをもって、第1回選定委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。